

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

在庫一掃セールの際の値引販売

Q：当社では、年に2回在庫一掃セールを実施しており、セール期間中の価額は、顧客20%引、従業員35%引としています。

この値引きにより従業員が受ける経済的利益の課税はどうなりますか。なお、35%引で販売しても原価割れにはなりません。

A：課税しなくて差し支えありません。

【解説】

使用者が役員又は使用人に対し自社の取り扱う商品等の値引販売をすることにより供与する経済的利益は、一定の要件に該当する場合には、課税しなくて差し支えないことになっています。

その要件の1つが、値引販売による価額が、使用者の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額（おおむね70%未満）でないことです。

ご質問の場合、使用者が従業員等に値引販売した商品は使用者が通常他に販売するものであることから、上記要件の通常の販売価額とは、使用者が商品を従業員等に支給した時の通常販売価額となります。

したがって、セール期間中以外の通常の販売価額との比較でみると、値引割合が30%を超えていますが、セール期間中でみると他に販売する価額の70%以上となっていますので、残りの要件も満たしていれば課税しなくて差し支えありません。



冬期休暇のお知らせ：12月30日から1月4日まで休ませていただきます。

リーダァスクラブニュースは年内は29日号まで、1月は5日号からお送りいたします。